律令法における皇位継承

――女帝規定の解釈をめぐって――

宮 部 香 織

はじめに

明治皇室典範の制定時において、古代法制に関する調査 明治皇室典範の制定に際しても、帝国議会での審議等で律令 は先学の研究により既に指摘されている。また、戦後の現 は先学の研究により既に指摘されている。また、戦後の現 は 光学の研究により既に指摘されている。また、戦後の現 は 光学の研究により 既に指摘されている。また、戦後の現 は 光学の研究により 既に指摘されている。また、戦後の現 は 光学の研究により 既に指摘されている。また、戦後の現 の が ある。

明治皇室典範の制定過程の初期、元老院少書記官横山由清おいても様々な論議が繰り広げられた争点の一つであった。されている。女帝をめぐる問題は、過去両度の典範制定に近年の皇位継承に関する論議は、女帝問題がその中心と

我が歴史上に実在した八主の女帝の在り様を考証して以下は、「女主ノ皇位ヲ継承セシ大意」と題する項目において、『田典類纂 皇位継承篇』(元老院蔵版、明治十一年)の巻十でと大書記生黒川真頼が編纂し、議官の福羽美静が校閲した

のように記されている。

皇位ノ継承ハ男子コレヲ承ク是恒典ナリ、女子ノコレ皇位ノ継承ハ男子コレヲ承ク是恒典ナリ、女子ノコレテ其ノ長ズルヲ族ツト、皇子年長ズト雖ヘドモ事故アリメノ長ズルヲ族ツト、皇子年長ズト雖ヘドモ事故アリトイカシテ必ス族ツコトアルナリ、其ノ族ツコトアリトイカシテュノ時ノ至ルヲ疾ットナリ、

とは、皇位を継承すべき皇子が存しても、その皇子がまだ承が恒典であると論じられている。そのやむを得ない事故ない事故がある場合のことであるとして、本来は男子の継右の文では、皇族女子が皇位を継承するのは、やむを得

否定されたのである。(3) と皇統が移るという結果を招くこととなった。このような 位した場合などでは、次の皇位継承者を誰に定めるのかを 合にのみ皇位の継承が認められ、なおかつその在位中にお の位置づけが困難であるなどの理由から、女帝制の採用が わないとし、また女帝に配偶者を迎えることもその配偶者 ては、女帝に未婚であることを強要することは時宜にかな 過去の先例も踏まえながら、明治期の皇室典範制定に際し めぐって朝廷が大いに乱れ、ついには天武系から天智系へ 太子と予定される兄弟もなく、未婚のうちに女帝として即 られていた。そのため、孝謙天皇の事例のように次代の皇 いては独身であらねばならないことが不文の法として求め 我が国の女帝制は、右の如くやむを得ない事情がある場

待遇とするという内容であったため、この規定をめぐって あろうか。律令法の中には、女帝に関する規定は継嗣令に おいては、女帝制に関してどのように捉えられていたので 箇条存するのが唯一であり、 それでは、女帝の先例が複数存在した我が古代の律令に その規定が女帝の子を親王

> 令の規定に立ち返って、皇位の継承ないし女帝の問題につ 女帝制に関する様々な見解が呈されている。いま一 いて考察してみることは、近代および現代の問題を考える 度、

て、律令の諸注釈による解釈を手がかりにさぐっていきた そこで本稿では、古代の律令法における皇位継承に つい

上でも有益なことであると言えよう。

律令法と皇位継承

律令の条文中には、皇位継承に関する明文規定が存しな

ついて、瀧川政次郎氏は以下のように説明している。明らかである。律令に天皇に関する規定が存しないことに んど設けられておらず、このことは律令の諸条文を繙けば い。そもそも律令法においては、天皇に関する条項はほと る蓋 らである。 喪葬令には、 天皇の行幸に用いられる鹵簿に関する条文は見えない。 るべき準則を定めるものではないと考えられていたか 民の遵守すべき規則を定めるものであって、帝王の則 律令に皇位継承法が規定されていないのは、 衣服令には、 (衣笠) や儀仗のことが定められているだけで、 儀制令を見ても、皇太子以下の儀制具であ 天皇の服飾に関する条文は置かれていな 天皇の大葬に関する条文が見えず、また 律令が臣

ものは、 律令千四百余条中、 神祇令に 天皇の行動について規定した

其大幣者、三月之内、 天皇即」位、惣祭二天神地祇。散斎一 令||修理訖 月。 致斎三日

とあるものと、喪葬令に

とあるものとの二条に過ぎない。前のものは、天皇と 等以下、及諸臣之喪、除;,帛衣,外、 凡天皇、為二本服二等以上親喪、服 通用二雜色。 |錫紵。為||三

は、六国史や儀式書などの古記録から当時の事例や慣例を うかがい知るしかない。 そのため、皇位継承をはじめ天皇に関する事項について 尽し、皇祖皇宗の遺訓に遵わねばならないからである。 あるからであり、後のものは、天皇といえども孝道を いえども、神祇を敬し、神意に則して行動する義務が

その令文である。(6) 定法に関しては、継嗣令2継嗣条に規定が存する。以下が 家を継承(家名、家業、家の祭祀等を相続)する継嗣の選

以上嫡子。未」叙身亡。 母弟。立:|庶子。 疾」者。立||嫡孫|。無| 凡三位以上継」嗣者。 四位以下。 無川庶子。立川嫡孫同母弟。無川母弟。 及有;罪疾,者。更聴;;立替。其氏宗 唯立 |嫡孫|。以」次立||嫡子同母弟|。無| 皆嫡相承。若無川嫡子。及有 ||嫡子|。謂。庶人以上。其八位 _ 罪

解の注釈が附されている。 皇族も対象としているのか否かに関して、以下のような集 嗣法の規定であり、皇族は含まれないことになる。本条が たようである。 つまり、継嗣令2条は諸臣を対象とする継 諸注釈を参考にするならば、一位以下であると解されてい 位以上」の「以上」の上限がどこまでを指しているのかに 選定とその順序および立替に関する規定である。この「三 ついては、令文には明記されておらず、『令集解』引載 右の令文は、三位以上の場合と四位以下の場合の継嗣

親及親王。有」立」嫡哉 謂只為;|臣家;歟。何者。 朱云。未」知。親王同不。私問。三位以上四位以下。 皇親別有二条制 故。 若雖

釈が引かれており、皇親については別に条文(1皇兄弟条) その答えは記されていない。朱説に続いて「私」説なる注 が存することから、本条は諸臣の家を対象とした規定であ いても同様とするのかとの問いがたてられているものの 右の集解にはまず朱説が引かれており、本条は親王にお

当時の明法家たちがどのように解

していたのか明確なことは分からないが、前掲の注釈など

てられており、こちらも答えは記されていない。いずれ るのか、あるいは皇親や親王も立嫡するのかとの問いが立

いしか存しないため、

うな義解の注釈が附されている。 の「凡戸主。皆以||家長|。」という令文に対して、次のよ また、戸主の定め方などについて規定する戸令5戸主条

き規定を立てている

謂。嫡子也。凡継嗣之道。正嫡相承。 雖」有 | |伯叔 | 是

為||傍親|。故以||嫡子||為||戸主 _ 也

も、これらの者は傍親であり家長とはなりえないと説いて 承が求められていた。 いる。このように、諸臣・庶人における継嗣法には嫡系相 法は正嫡が継承するものであり、たとえ伯叔がいたとして 右の義解は、家長とは嫡子のことであるとして、継嗣

先帝の遺詔など、種々の継承例が存した。 うことが重視されていた。しかし、必ずしも嫡系による継 行と時期を同じくする文武天皇より孝謙天皇に至るまでの 間の傍系継承、大兄継承、母后の出自、群臣らによる推挙 承が貫かれていたわけではなく、父子間の直系継承、兄弟 皇位の継承は、天武天皇の皇子である草壁皇子の嫡系とい る実際の皇位継承の事例を参照していくと、大宝律令の施 一方、皇位の継承に関しては、六国史などに記されてい

則がみられなかった為であるのか、明治期の大日本帝国憲 のように我が国古来の皇位の継承法に明確な客観的原

> 試草」の中で、「天皇」と題する章の第二十三条に次の如程初期の明治十五年(二八八二)頃の起草とされる「憲法 法および皇室典範の制定に携わった井上毅は、その が制定過

若シ先帝晏駕ノ際、定マレル皇大子ナク、及先帝 取り、皇室継嗣法ノ順序ニ依リ、親王及諸王入テ大統 遺詔ナキトキハ、内閣ノ発議ニ由リ、元老院ノ決議

ヲ継クベシ、

九年頃に起草した「謹具意見」においても、その末尾にるのが原則であると考えていたのである。井上は、明治 つまり井上は、皇嗣は天皇の生前の意思によって決定され み、客観的な皇位の継承順序の規定が適用されるとある かった場合や、天皇の遺詔が遺されていなかった場合にの 右によれば、天皇の崩御まで皇太子が定められ てい

若又相続ノ事ノ大綱ヲモ要ストナラハ

クル所トス、

皇統ハ、皇祖ノ遺範ニ遵ヒ、万世一系、神孫ノ承

若先帝登避ノ際、定マレル皇太子又ハ皇太孫ナキ クベシ、皇子皇孫ナキトキハ皇兄弟皇諸父ニ及 トキハ嫡長ノ順序ニ従ヒ、皇子又ハ皇孫大統ヲ継

と論じていることから、先の考えを依然として有していた シ、親王ナキトキハ諸王大統ヲ継クベシ、

ことがわかる。

者の学説を参照し、(4) た『皇室典範義解』においても、律令法や六国史などから(エン)。 能説明」に修正を加えて、伊藤博文の私著として刊行され れて」おり、井上が起草した「皇室典範説明」の草案類やのままの形では現れておらず、伝統法に仮託して立法化さ 拠り、 ば第一条「大日本国皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之 枢密院会議での審議において、 らかにされている。 系主義についてはドイツ諸邦の王位継承法やドイツの法学 十五の天智天皇の言「天無」双日 未,,之有,也、 ヲ継承ス」の義解では『続日本紀』巻三十の和気清麻呂に の引用の多くをそのまま踏襲して記載されており、 いて言及されている。また、 や欧州の英・葡・西諸国の王位継承法を参照したことが明 皇位継承の諸原則を確立するに当たって井上は、 を参照せざるを得ないという強い認識を抱くこととなった。 見解に変化を見せ、 その後井上は、 皇位の継承は皇室法によって確定すべきとしてその 天之日 我国家開闢以来、 ブルンチュリー 嗣 但し、 嫡系主義については中国清王朝の法制 更にその皇位継承法の制定には西欧法 必立||皇緒||」や 西欧法の受容に際しては、「そ 皇室典範成立の後に「皇室典 しばしば律令法の規定につ 伝統法に仮託して立法化さ |国無||二王||」などが引か 君臣分定矣、 やロエスレル等の論説に 日 本書紀』 以」臣為」君 直系・ たとえ

> n 釈が引用されているなど、その例にはいとまがな 祚条の「天皇即位謂」之践祚」、 こシ祖宗ノ神器ヲ承ク」の義解では ており、 あるいは第十条「天皇崩スルトキハ皇嗣即チ 祚、 位也」という義解 『令義解』 神祇令13 0 践 践

なお、

前掲の継嗣令2継嗣条についても、

皇室典範第

加

拠として説明文の中にその令文が引用されている。しかし皇位ヲ継承スルハ皇嫡子孫皆在サルトキニ限ル」の立案根 摘されている。 (空)て掲げるには妥当ではないと考えられたからであろうと指 が、その継承順位には相違があり、 条では、嫡系主義を採用 こととなった。この削除の理由は、 の修正作業の過程で、 本条の場合においては、 皇位ヲ継承スルハ皇嫡子孫皆在サルトキニ限 「皇子孫ノ皇位ヲ継承スルハ嫡出ヲ先ニス、 継嗣令2条の引用箇所は削除される しているという点では同じである 『皇室典範義解』の公表に向けて 第四条の立法根拠とし 典範第四条と継嗣令2 皇庶子孫

継嗣令1皇兄弟条につい って

5 言及するような条文は存しないが、 って、 れ 我が古代の律令の規定中には、 れている。親王・ ・諸王および皇親の範囲につい 以下にその令文を掲げよう。 皇位継承に関して明確に 継嗣令1皇兄弟条にお 7 の規定が設

凡皇兄弟皇子。皆為山親王。女帝子亦同。

以外並為

諸

13

び天皇の皇子はすべて親王の身分とし、それ以外の者につ右の令文の内容は次のように解される。天皇の兄弟およ王。自;,親王「五世。雖」得;,王名。不」在「皇親之限。

に親王の身分とする。親王より五世の者については、王の

いては並びに諸王の身分とする。女帝の子についても同様

り得る。その点について、『令集解』引載の大宝令の注釈けれども、時に諸王等によって皇位が継承されることも有して即位するという手続きが踏まれる場合が多いであろう

古記云。未、知。三世王即位。兄弟為;|親王;不。答。

「古記」は、

得也。

(②) お意と またましての担じませんであると説明されており、光仁天皇の事例について論議がなされていても親王宣下を関けられている。この親王宣下の慣例になった初例として掲げられている。この親王宣下の慣例になった初例として掲げられている。この親王宣下の慣例にの第三十一条の義解において、親王宣下の初例であると説の第三十一条の義解において、親王宣下の初例であると説の第三十一条の義解において、親王宣下の初例であると説の第三十一条の義解において、親王宣下の初例であると説の第三十一条の義解において、親王宣下の初例であると説の第三十一条の義解において、親王宣下の初例であると説

直に親王・内親王と称されることとなった。 嫡庶ともに皇子・皇女誕生の節は親王宣下を行なわずに、 いる。この論議にともない皇子女の親王宣下は廃止され、 いても親王宣下を要するかどうかについて論議がなされて

第三十一条と第三十二条に設けられている。以下にその条明治皇室典範において「第七章 皇族」中の、先にふれた同はあるが、その立法趣旨を同じくするであろう規定が、この継嗣令1皇兄弟条とくらべて皇親とされる範囲に異

文を掲げたい。

第三十二条 天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承クルトキハ皇ヲ内親王トシ五世以下ハ男ヲ王女ヲ女王トス第三十一条 皇子ヨリ皇玄孫ニ至ルマテハ男ヲ親王女

右の二箇条について『皇室典範義解』の当該個所では、ススープの工質をは、日本の工作のでは、日本の工作のでは、日本の主義のでは、日本の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義を表現している。

いる。まず第三十一条の義解において、(窓)その立法趣旨を説明する上で継嗣令1条の令文が引かれて

子を一世とし、孫を二世とし、曾孫を三世とし、玄孫子を一世とし、玄孫の子を五世とす。大宝令に「自」親王,五世」と謂へる是なり。…略…大宝令に「凡皇兄子,五世」と謂へる是なり。…略…大宝令に「凡皇兄の後宣下式に依り歴世の皇孫亦親王の称を賜ひしなり。本条に皇玄孫以上親王・内親王とすることを定むるは、本条に皇玄孫以上親王・内親王とすることを定むるは、本条に皇玄孫以上親王・内親王とすることを示すなり。

拠として掲げている。次の第三十二条の義解では、要しないことについて、継嗣令1条の令文の文言をその根と記されており、皇子から玄孫までの計世法と親王宣下を

皇兄弟は皇子と同く親王と称ふべきこと既に成典ある大宝令に「凡皇兄弟皇子。皆為言親王」」とあり。是れ

同じく継嗣令1条の令文が引用されている。として、皇兄弟も親王とされることの根拠を示すために、

義録である『皇室典範講義』では、第三十一条の条文と義の調査に従事した国学者の小中村清矩による皇室典範の講また、文部省御用掛として皇室典範制定に際して伝統法

解について、次のような解説がなされている。

れたる理由は義解に明らかにして古制を斟酌し一部のし以下を王王女として、永く皇族に列する事と定めらとあり、今典範には天皇より五世まてを親王内親王ととあり、今典範には天皇より五世まてを親王内親王ととあり、今典範には天皇より五世まてを親王、良外が大宝の継嗣令に、凡皇兄弟皇子"皆為二親王、以外が大宝の継嗣令に、凡皇兄弟皇子"皆為二親王、以外が

定められた新しき制であると論じている。明の通りであるとして、本条は我が古代の制度を斟酌して典範の当該条と聊か相違が存することについては義解の説典での文において、小中村はまず継嗣令1条の令文を引き、

皇族を立てられたる新制なり、

るのに比べ、小中村の場合は「大宝の継嗣令に、凡皇兄弟親王」」と」などと抜き出して継嗣令の令文を引用してい親王」五世」と謂へる」「大宝令に「凡皇兄弟皇子。皆為」に気づかされる。『皇室典範義解』の方では、条文の趣旨において令本文のみを掲げ、本注部分が削られていることにおいて令本文のみを掲げ、本注部分が削られていることにおいて令本文のみを掲げ、本注部分が削られていることにおいて令本文のみを掲げ、本注部分が削られていることにおいて令本文のみを掲げ、本注部分が削られていることに表す。

と思われる。この削除の理由には、皇室典範の起草過程にり、明らかに本注の「女帝子亦同」を意図的に削ったもの名,不」在,皇親之限,とあり」として令文全体を引用してお皇子ヲ皆為,親王、以外並為,諸王、自,親王,五世雖」得,王

注を明記することが憚られたものと推察される。り、それを避けるためには、この「女帝子亦同」という本いの、それを避けるためには、この「女帝子亦同」という本のまり、皇室典範の規定を説明する際には本注の「女帝子のまり、皇室典範の規定を説明する際には本注の「女帝子おいて、女帝制の不採用が決定されたことが挙げられよう。

三 同条の本注「女帝子亦同」について

――諸注釈による見解――

記は、

継嗣令1皇兄弟条は、その母法である唐の封爵令一条を参考に作られた規定であるとされている。しかし、本注は日本で独自に設けられた規定であると考えられる。本注は日本で独自に設けられた規定であると考えられる。すた、女帝に関しては、律令法の中で本条にしか規定が設けられていない。そのため、この本注については、既に多くの先学によって様々に論じられているが、我が国の女帝くの先学によって様々に論じられているが、我が国の女帝は否定する場合であっても看過できないものであると言えは否定する場合であっても看過できないものであると言えよう。

うに解していたのかを手がかりに再度検討していきたい。て、古代の明法家をはじめ、近世・近代の学者達がどのよ本節では、この本注の「女帝子亦同」という規定につい

の注釈書であり、天平十年(七三八)頃の成立とされる古いる。以下、注釈の成立順に内容を見ていきたい。大宝令部分には、義解・穴記・朱説・古記の順に注釈が引かれて。『令集解』に引載されている奈良・平安期の諸注まず、『令集解』に引載されている奈良・平安期の諸注

為||諸王|。女帝兄弟。男帝兄弟一種。 古記云。女帝子亦同。謂。父雖||諸王||猶為||親王|。父

であるが、右は継嗣令4王娶親王条のであるが、右は継嗣令4王娶親王とする。以上が古記の解釈いても男帝の場合と同じく親王とする。以上が古記の解釈注には「女帝の子」としか記されていないが)女帝の兄弟につ父親(女帝の配偶者)が諸王であったとしても所生の子は父親(女帝の配偶者)が諸王であったとしても所生の子は父親(女帝の指令としており、その内容は次の通りに解される。という注釈を施しており、その内容は次の通りに解される。

♪娶;;親王;。 臣娶;;五世王;者聴。唯五世王。不」得

女帝の配偶者は親王ないし四世以上の王ということになり、は四世以上の王に限られることを規定している。すなわち、は、王は親王(内親王)を娶ることができるが、その場合という規定にもとづいて解釈がなされている。継嗣令4条

もなって父親である諸王の身分が親王等へと変動するわけ諸王の場合にはその所生の子は親王とされるが、それにと

ではないことを古記は述べている

の成立とされる穴記の注釈を次に挙げたい。 以降に掲げるものはすべて養老令の注釈であり、延暦期

孫王以下皆為」皇親」也。 穴云。女帝子者。其兄弟者兼文述訖。故只顕_子也。

右の穴記説によれば、本注に「女帝子」とあるのは、こ右の穴記説によれば、本注に「女帝の兄弟も親王とすることが含まれるのは当然であり、女帝の孫王以下もみな皇親とすると解釈しているので記は「女帝の子」以外の親族の扱いについて言及しており、前掲の古記説の後半部分とほぼ同趣旨の注釈である。次に朱説は、以下のような注釈を附している。

未云。女帝子亦同者。未」知。依□下条。四世王以上。 「」娶□親王。若違」令娶。女帝生子者。為□親王□不何。 「」娶□親王。若違」令娶。女帝生子者。為□親王□不何。 一工娶□親王を娶ることができるが、もしこの規定によれば、 での所生の子は親王とするのか否か、というものであり、 は、一年、(継嗣令4条)の規定によれば、 での所生の子は親王とするのか否か、というものであり、 は、 での未説は問いを発するのみで、それに対する答えは示されていない。なお、集解の当該箇所には『令集解』の成立

以降の書き入れと思しき「案。前為:|親王:|者。今所、疑者。以降の書き入れと思しき「案。前為:|親王:|者。今所、疑問とされてあい、その内容から右の朱説および古記説に関連して記載おり、その内容から右の朱説および古記説に関連して記載おり、その内容から右の朱説および古記説に関連して記載されたものと推測される。

謂。拠」嫁。四世以上,所」生。何者。案,下条。為,五世以下のように注釈を施している。天長十年(八三三)に完成した公権的注釈である義解は、

王不以得以娶;;親王;故也。

右の義解の注釈では、女帝の子とは、四世以上の者に嫁右の義解の注釈では、女帝の子とは、四世以上の者であると説明し、条の規定を根拠として四世王以上の者であると説明し、条の規定を根拠として四世王以上の者であるとの解釈が示されている。義解は女帝の配偶者について継嗣令4条の規定を根拠として四世王以上の者であるとの解に生まれた子を指すとして「女帝の子」とは、四世以上の者に嫁右の義解の注釈では、女帝の子とは、四世以上の者に嫁右の義解の注釈では、女帝の子とは、四世以上の者に嫁右の義解の注釈では、女帝の子とは、四世以上の者に嫁右の義解の注釈では、女帝の子とは、四世以上の者に嫁右の義解の注釈では、女帝の子とは、四世以上の者になる。

ら正説とすべきものを採用する方法で編纂されているのだいる。なお、『令義解』の注釈は既存の先行諸注釈の中か(親王・諸王ら皇親の婚姻規定)との関係から解釈を行なって(解釈の諸説による解釈は、穴記以外はみな継嗣令4条

が、ここの集解には附されていない。 注釈書の中で最も権威ある注釈と見なされていた令釈の説 い。また、義解の注釈の多くが依拠している、当時の私撰 な先行の諸注釈による解釈を直接的に踏襲したものではな 当該本注の場合における義解の注釈は、前掲したよう

2 河村秀根ほか著『講令備考』における解釈

よる律令研究の成果が『講令備考』に纏められている。こ(38)の内容に関する研究が行なわれており、彼らに 集って律令の研究会(令会)を催していた。その会では(55) 根兄弟を中心として稲葉通邦・石原正明・神村正鄰らが と、文政年中に、 の解釈について言及している箇所があるので、以下に掲げ 0 に従事して紀典学を起した国学者の河村秀穎(秀興)・秀 『講令備考』の中に、 近世に入り、再び律令研究が盛んに行われるようになる 尾張国名古屋藩士で、神道・古典の研究 継嗣令1条の本注「女帝子亦同

皇位云々。 息長足日広額天皇崩。元年春正月丁巳朔辛未皇后即天 太珠敷天皇曾孫。 云々。息長足日広額天皇 日本紀二十四日 同二十六曰。天豊財重日足姫天皇初適於橘 (代皇極) 天豊財重日足姫天皇。 押坂彦人大兄皇子孫。茅渟王女也 (鰡) 立為皇后。十三年十月 渟中倉

豊日天皇之孫高向王而生漢皇子。後適於息長足日広額

天皇而生二男一女云々。

秀興按。漢皇子所謂女帝之子也

は即位以前に所生の子のことであるというものであった。 による「女帝子亦同」についての見解は、「女帝の子」と 漢皇子が令にいう「女帝の子」に当るとしている。秀穎ら る。これに対して秀穎(秀興)が按文を附しており、この の孫である高向王に嫁して漢皇子を生んだ事例を挙げて 極天皇の記事を引用して、皇極天皇が即位以前に用明天皇 右に依れば、まず『日本書紀』巻二四および巻二六の皇

(3)薗田守良著『新釈令義解』における解釈

下に掲げたい。 の解釈を見ていきたい。薗田守良は、天保七年(一八三六)略』の著者でもある有識故実家薗田守良の『新釈令義解』 **執筆しており、そのうちの継嗣令1条に附された注釈を以** から十年頃にかけて『令義解』のほぼ全篇にわたる注釈を 勢内宮祠官荒木田氏の一族で内宮禰宜をつとめ、『神宮典 次に、河村らの『講令備考』と近い時期に著された、

り、)接に皇子皇女を親王内親王と申す例なれは兄弟 りを挙たり、 皇兄弟皇子は皇帝の兄弟また皇帝所生の子にて男の限 (皇祖皇考伯叔を載せぬは継嗣にあらぬ故

継嗣にあらされは省きたるものならむ、…略… に姉妹、子に男女を兼ていへる文なから皇姉妹皇女は

() は細注

次の様な注釈を施している。

本いと解している。また、本注「女帝子亦同」については、継嗣は男子に限られ、皇姉妹皇女等の女子は継嗣とはされ、正」について言及した箇所であり、これに依れば守良は、王」について言及した箇所であり、これに依れば守良は、

女帝子亦同と本註を加へたるは心得かたきを註説もい女帝子亦同と本註を加へたるは心得かたきを註説もいなり、脱たる文なとあるにやあらむ、女は皇帝の皇た女皇帝子となと記さ、りけん不審也、) 唐令に内親王のた女皇帝子となと記さ、りけん不審也、) 唐令に内親王の号なけれはさかしらに記せるも知りかたし、(令文に皇女の事なきをあかすおもひて女も帝の子は同しといふよしにきこえたり、唐百官志に皇兄弟皇子皆封国為親王姉為長公主女為公主と記して姉妹皇女みな親王の号なけれは女帝子とはなる立まされば、

る可能性も指摘している。また、脱文とは見なさずに、素直に訓むことに躊躇を示しており、令文に脱文等が存すき」として、その字句どおりに「女帝の子も亦た同じ」と、守良は、「女帝子亦同」という本注の文言を「心得かた

と拙し」としてその解釈に無理があることを認めている。も提示しているが、守良自らが「されとも女帝子の三字いるゆえに亦た同じく親王(内親王)とする」と解釈する案「女も帝の子は亦た同じ」と訓んで、「皇女も皇帝の子であ

(4)近藤芳樹著『標注令義解校本』における解釈

幕末頃に至ると、国学者の近藤芳樹が『標註令義解校幕末頃に至ると、国学者の近藤芳樹が『標註令義解校本』も掛に任ぜられた人物であり、この『標注令義解校本』も掛に任ぜられた人物であり、この『標注令義解校本』も掛に任ぜられた人物であり、この『標注令義解校本』も条の当該箇所について、近藤は以下のような注釈を施して(40)

子なり。そは古記に、父雖」諸王」猶為,親王。父為」諸若元明の皇子と申にて終らせ給へば、また所謂女帝の子也。又続紀云。日本根子大津御代豊国成姫天皇。の子也。又続紀云。日本根子大津御代豊国成姫天皇。和名聖武後に即位したまへるゆゑ論なけれど、皇。これも聖武後に即位したまへるゆゑ論なけれど、皇。これも聖武後に即位したまへるゆゑ論なけれど、皇子。と適」於息長足日広日天皇之孫高向王,而生,漢皇子。後適」於息長足日広日天皇之孫高向王,而生,漢皇子。後適」於息長足日広

女帝子。斉明紀云。天豊財重日足姫天皇。初適

じであることがわかる。 天皇の子であるから皇子(親王)と称していると説明して は親王とするとはまさに漢皇子のことであり、これは斉明 集解』引載の古記の注釈を引き、父親が諸王であっても子 も「女帝の子」の例に当るとしている。また、 ついての近藤芳樹の見解は、 同じく親王とすることが述べられている。「女帝の子」に おり、この後に続けて女帝の兄弟についても男帝の場合と 子に嫁して文武天皇(軽皇子)を生んだ事例を挙げ、これ 「女帝の子」に当るとし、『続日本紀』の元明天皇が草壁皇 王に嫁して漢皇子を生んだ事例を挙げて、この漢皇子が 右の文では、『日本書紀』の皇極天皇(斉明天皇) 前掲の河村秀穎の説とほぼ同 前述の が 高向

(5)栗原信充著『継嗣令講義』における解釈

官位、賦役、学、選叙、継嗣、営繕、仮寧、軍防の八篇に令義解の全篇注釈を計画し、慶応二年(一八六六)までにび、『古今要覧稿』の編纂に携わった国学者の栗原信充も国学を平田篤胤に、有職故実を伊勢貞春・屋代弘賢に学

女帝子亦司と、ふへよ、、 義』の当該箇所には、次の如き注釈が記されている。 (4) ついて注釈を『令講義』として執筆している。『継嗣令講

恐らくハ集解なるべし、 解にハ在すとしらる、 た即位あるきいはれなし、然れハ此説通しがたし、義 するときハ三世王・四世王の妻なり、人の妻なりてま ごとき四世王以上に嫁して所生といふハ天皇の女を云 ず、天豊財重日足姫天皇ハ息長足日広額天皇ノ皇后な 真人天皇の皇子なり、広野姫天皇の皇子といふべから 真人天皇の皇后にましますなれバ其御子ハすなはち瀛 皇のミにまします、但高天原広野姫天皇ハ天渟中原瀛 野姫天皇および天豊財重日足姫天皇・豊御饌炊屋姫 条,為、五世王不、、得、娶、親王。也といふも亦疑ふべし、 るべし、義解に謂拠_{上嫁},四世以上 | 所生\ ふか、天皇の女と曰ふとも三世王あるひハ四世王に嫁 女帝子亦同といふハ解しがたし、女皇子亦同とい 其所生ミな広額天皇の皇子なり、もし義解にいふ 令前に女帝といふハ高天原広 何者案』下

本注に附されている義解の「四世王以上に嫁して生まれたであると説いている。しかし右のように解釈すると、この解するのではなく、「女皇子(皇女)もまた同じ」の意味「解しがたし」として、これを「女帝の子」と文言通りに右の注釈において、栗原は「女帝子亦同」という文言を

天皇に即位することはありえないと述べている。天皇に即位することはありえないと述べている。そこで、その後にて、この皇女が三世王・四世王に嫁したとして、その後にて、皇の子とは即ち男帝の子でもあるとし、もし義解説に依りって、皇の皇女が三世王・四世王に嫁したとして、と解されている。その理由として、史解の子とは即ち男帝の子でもあるとし、もし義解説に依りて、全の子とは即ち男帝の子でもあるとし、もし義解説に依りて、立いとを謂う」とする注釈が理解できなくなる。そこで、天皇に即位することはありえないと述べている。

(6)小中村清矩著「女帝論」における解釈

> 少ないものであります、 少ないものであります、一体令の本は写本で、極 村秀根といふ人で、此の人が講令備考といふものを書 となつて居りましたが、之を見出したのは、尾張の河 となつて居りましたが、之を見出したのは、尾張の河 となって居りましたが、之を見出したのは、尾張の河 となって居りましたが、之を見出したのは、尾張の河 となって居りましたが、之を見出したのは、尾張の河 が秀根といふ人で、此の人が講令備考といるものを書 がって、漢皇子を御生みになり、高向王がなくなられて、

無く、令ばかり見た人は、女帝に御配偶でもあつた様先づ彼様な事も有りますから、講令備考を見たことの

に思ふかも知れません、…略…

河村の解釈に拠っていると述べている。の事例を掲げ、この説は前掲の『講令備考』で提示されたして生まれた子のことであるとして、皇極天皇の子漢皇子もの文の中で小中村は、「女帝の子」とは即位以前に嫁

そのことをよく表しているのが、薗田守良と栗原信充によでないから、令中の難義となつて居りました」と述べていてないから、令中の難義となつて居りました」と述べてい解釈を見てきた。この本注についての解釈は、小中村が解釈を見てきた。この本注についての解釈は、小中村が解釈を見てきた。この本注「女帝子亦同」に関する種々の以上、継嗣令1条の本注「女帝子亦同」に関する種々の以上、継嗣令1条の本注「女帝子亦同」に関する種々の

兀 本注「女帝子亦同」が設けられた理 亩

むすびにかえてー

しながらも我が国独自の規定を新たに設けたものと考えら る。このような当時の状況を考慮して、唐封爵令を藍本と 持統天皇が後見役として依然影響力を有していた時期であ 宝律令が編纂されたのは文武天皇の御代であるが、先代 皇兄弟条に本注として加えられたのは何故であろうか。 それでは、この「女帝子亦同」という文言が、 継嗣令

れる。

明されている。 る「唐律疏義訂正上書」(享保十年)の中で、 して規定されており、 は、 儒者であった荻生北溪が幕府の命を受けて、幕府 では削除している。 睦・不義・内乱の名教に違背すること甚だしき罪が十悪と 定を日本では八虐としたことが挙げられよう。 "故唐律疏議" 律令の編纂における同様の事例として、 謀反・謀大逆・謀叛・悪逆・不道・大不敬 鈔本の校訂作業を行なった際の報告書であ この この中の不睦・内乱の規定を日本律 削除の理 由 につい ては、 唐律の十悪の 次のように説 唐名例律に ・不孝・ 幕府寄合 所蔵 規

採ってい

る近藤芳樹の注釈が、

河村説に拠ってい

るの

同説を かは

て採用されるところとなったのだと言える。なお、

た。そのため、

従来の認識に背反せずに理解することができる解釈であっ み換えなくとも、「女帝の子は有るべき訳でない」とする 秀穎の説は、本注の「女帝子亦同」という文言を無理に読

前述の如く小中村によって適当な解釈とし

他方の「女帝の子」とは即位以前の子であるという河村

不明であるが、

『標注令義解校本』の中に

『講令備考』

を

これも「女帝の子」ないし女帝が子を生むということはあ を集解の説とみなすなど、一見すると曲解とも言えるが していたからであろう。また、栗原の解釈においては、本 も参照して実証的かつ客観的に考証を行なっている。 史をはじめ日本の古典籍を広く参照するにとどまらず唐六 り得ないと栗原が考えていたゆえであると見なせよう。 注の「帝」の字を「皇」と読みかえて解釈し、義解の注釈 解が未熟であったというよりも、本注の規定が不可解であ ない説を提示しようとしているのは、守良による本条の に言及して、「女帝子」の三文字を「女帝の子」とは解し 守良が『令義解』のテキストに誤字・脱文が存する可能性 典などの漢籍 る解釈であろう。 女帝の子というものはあり得ないはずという認識を有 (但し、 薗田守良による律令研究は、 唐律疏議は未見であったようである)を 格式や六国 玾

近藤がこの書を披見していたこ

程之事「而御座候、替候所少々御座候、一和律与引合相考候処、和律ハ唐律を大形其侭」用候

大業年中十悪之内二条を除キ八悪"致し候先例を用除キ、其相伴"不睦をも除くと相見え申候、但シ隋是は朝廷"憚り候所多く御座候"よりて内乱之律を十悪之内、和律"は不睦・内乱之二条を除*有之候、

条では内乱の罪をたのであろうと説明されている。つまり、唐名例律6十悪ら内乱の規定を除き、これにともなって不睦の規定も除いら内乱の規定を除き、これにともなって不睦の規定も除い

申候事"御座候

規定も削ったのである。 十日内乱。謂姦」小功以上親。父祖妾」及与和者。 大田内乱。謂姦」小功以上親。父祖妾」及与和者。 大田内乱。謂姦」小功以上親。父祖妾」及与和者。 大田内乱。謂姦」小功以上親。父祖妾」及与和者。 大田内乱。謂姦」小功以上親。父祖妾」及与和者。

も日本の事情を鑑みて必要に応じて規定の改変が行なわれこのように律令の編纂作業は、唐律令を参考としながら

そのような経緯の中で設けられることになった一例と言えた。継嗣令2皇兄弟条の本注「女帝子亦同」という規定も

よう。

諸規定から検証してみたい。る必要があったのであろうか。その理由について、律令のる必要があったのであろうか。その理由について、律令の「女帝の子も男帝と同じく親王とする」という規定を設けしかし、いま一度この本注の意味を考えるに、なにゆえ

されている。あった。たとえば、家令職員令1一品条は以下の様に規定あった。たとえば、家令職員令1一品条は以下の様に規定親王と内親王とではその待遇に差が設けられている場合が、律令には親王・内親王に関する規定がいくつか存するが、

少書吏一人。掌。同,,大書吏,。 掌。同,,大従,大書吏一人。掌。勘,署文案,余書吏准,此。大従一人。掌。検,校家事,余従准,此。少従一人。掌。同,,大従,人。掌。検,政家事,余従准,此。少従一人。掌。 一人。掌。朝,至文学一人。掌。神,张祥,以下准,此例,一品

王家の家政機関も親王家と同様とするが、親王の教育を掌て規定している。右に掲げた第一条の規定によれば、内親から第四条までは一品から四品の親王家の家政機関につい員構成および職掌について定める篇目であり、その第一条

家令職員令は、

有品親王と職事三位以上の家政機関の職

る文学は置かれなかった。また、禄令10食封条では、

品三百戸。内親王減、半。…略… 凡食封者。一品八百戸。二品六百戸。三品四百戸。

四

親王と内親王の間に待遇の違いが見られた。は半分とされている。このように教育や封禄の面において、として、品階に応じて支給される食封の額が内親王の場合

のような規定が設けられている。ていたようである。後宮職員令17親王及子乳母条に、以下また、二世王の代における待遇についても差が設けられ

者。並准,,宮人。自外女竪。不」在,,考叙之限。子年十三以上。雖,,乳母身死。不」得,,更立替。其考叙凡親王及子者。皆給,,乳母。親王三人。子二人。所」養

村与されている注釈であるので、実際乳母は支給されていてあるが、この「親王及子者。皆給;乳母?」という令文にであるが、この「親王及子者。皆給;乳母?」という令文には乳母を支給しない)」との注釈を附しており、『令集解』引載の諸説を参照すると、古記・令釈・穴記の注釈も右の共通認識であり、さらに義解は令文と同等の法的効力をの共通認識であり、さらに義解は令文と同等の法的効力をの共通認識であり、さらに義解は令文と同等の法的効力をの共通認識であり、さらに義解は令文と同等の法的効力をの共通認識であり、さらに義解は令文と同等の法的効力をの共通認識であり、さらに義解は令文と同等の法的効力をの共通認識であり、さらに義解は令文と同等の法的対力を表示という。

筋に依るものではない)」と説明している。皇親の蔭位につ」称故(子は父親の血筋によって称されるものであり、母親の血由 に つ い て 「 凡 子 者。 以 、 父 可 、 称 也。 依 、 母 不 、 可なかったのであろう。また、朱説は乳母が支給されない理

五世王者従五位下。子降;;一階;。庶子又降;;一階;。唯別凡蔭;;皇親;者。親王子従四位下。諸王子従五位下。其

勅処分。不√拘∷此令°

いて定めた選叙令35蔭皇親条の

内親王の待遇および内親王と諸王との間に生まれた子の待い親王の待遇および内親王に関する律令の諸規定を見てきた。が存し、それに対して朱説が理由を問うているのであろう。が存し、それに対して朱説が理由を問うているのであろう。以上、親王・内親王に関する律令のような解釈ないし慣例中には記されていないが、当時そのような解釈ないし慣例中には記されていないが、当時そのような解釈ないし慣例中には記されていないが、当時そのような解釈ないし慣例中には記されていないが、当時その諸規定を見てきた。以上、親王・内親王に関する律令の諸規定を見ているのである。

お健在の頃であり、また過去においても女性天皇の実例が但し、律令が編纂された当時は持統天皇が譲位してもな

かったことを意味するのではないだろうか

異なる点が少なからず存したことがわかる。このことは、遇に関して、親王への待遇およびその子に対する待遇とは

内親王が皇位を継承する恒常的な存在とは見なされていな

という本注の文言が加えられたのだと考えられよう。 生じてくる。そこで、継嗣令2皇兄弟条に一女帝子亦同 その子らに対する右掲のような待遇の差を是正する必要が 複数存在しており、女性天皇が全くあり得ない存在ではな かった。そのため、もし内親王が天皇に即位した場合には

5

- 詳しくは、小林宏「皇位継承をめぐる井上毅の書簡につ 社、一九九六年、藤田大誠「近代皇位継承法の形成過程 と国学者―明治皇室典範第一章成立の前提―」『近代国 島善高編『日本立法資料全集16明治皇室典範』上、信山 九九二年、島善高 梧陰文庫研究会編『明治国家形成と井上毅』木鐸社、一 上毅の女帝廃止論―皇室典範第一条の成立に関して―」 て―」瀧川博士米寿記念会編『瀧川政次郎博士米寿記念 継承法の成立―西欧法受容における律令法の意義によせ いて―明治皇室典範成立過程の一齣―」『國學院法學』 一九―四、一九八二年、同「明治皇室典範における皇位 律令制の諸問題』汲古書院、一九八四年、 弘文堂、二〇〇七年などを参照されたい。 「明治皇室典範の制定過程」小林宏・ 同「井
- 2 芦部信喜·高見勝利編『日本立法資料全集1皇室典範 (昭和二二年)』 信山社、一九九〇年

8

4 瀧川政次郎 小林宏「井上毅の女帝廃止論」参昭 青蛙房、 「非理法権天考」(『非理法権天― 一九六四年) 二三~二四頁 法諺の研究

3

- ものについては適宜補った。 については原典に拠っているが、読点が附されていない 史大系 令義解』『同 令集解』と称す)。なお、史料等の 律令の条文番号および名称については、井上光貞ほか 引用に関して、正字は原則として常用体に改めた。読点 系 令義解』『同 令集解』から引用している(以下、『国 解および令集解の注釈文については、『新訂増補国史大 版)に拠る(以下、岩波『律令』と称す)。また、令義 『日本思想大系 律令』岩波書店、一九九四年
- 六〇二頁、補注二a、仁井田陞著・池田温編集代表『唐 本条の大宝令文は養老度の令文と異なっていたとし 三四四、二〇〇三年など参照。 〇八三頁、中村友一「大宝継嗣令考」『続日本紀研究 令拾遺補』東京大学出版会、一九九七年、一〇八一~一 複数の復原案が示されている。詳しくは、岩波『律令』

6

- 7 朱説による引用であるのか、或いは いる。 五位以上一立」文。」とあり、一位以下であると解され 説に「下条云。有;罪疾。不」任」承」重者。為;|一位以下 条の「五位以上」の上限については、穴記引用の「或案 『国史大系 令集解』五二二~五二三頁、岩波 〇三頁、補注二a(1)など参照。ちなみに、継嗣令3 『律令』六 撰者によ
- 9 井上光貞「古代の皇太子」土田直鎮ほか編『日本古代国 その内容よりひとまず後者と解しておきたい。 る注釈であるのかの判別が難しい箇所であるけれども 五年など参照 家の研究』(井上光貞著作集第一巻)岩波書店、 一九八

- 10 原本は、 一九八二年、二〇五頁以下に影印あり。 番号B―四二四二。梧陰文庫研究会編著『梧陰文庫影 明治皇室典範制定前史』大成出版社・ 國學院大學図書館蔵 唇陰文庫」袋入之部、 國學院大學、
- 11 小嶋和司「帝室典則について」『小嶋和司論文集一 小林宏「井上毅の女帝廃止論」三六五~三六六頁 政行為と憲法』有斐閣、 典憲体制 藤田宙靖編集代表『柳瀬博士東北大学退職記念 の成立』木鐸社、一九八八年(初出は小嶋 一九七二年)、八三~八四 明治 和
- 12 原本は、 明治皇室典範』上、三四七頁以下に翻刻あり。 制定前史』四九九頁以下、 宮内庁書陵部蔵。『梧陰文庫影印 明治皇室典範 および 『日本立法資料全集
- 13 小林宏「井上毅の女帝廃止論」三六七頁

19

- 14 小林宏 「皇位継承をめぐる井上毅の書簡につい 7 参照
- 16 15 小林宏 小林宏 明治皇室典範における皇位継承法の成立」二一 明治皇室典範における皇位継承法の成立」 参照

六頁

- 17 宮沢俊義校註 家学会に寄贈され、「帝国憲法義解」と合わせて一 一枢密院議長伊藤博文著」の名義にて、 て、 明治二十二年に博聞社ほか数社から出版された。 一二八~一二九頁、 「憲法義解」 (岩波文庫) 一三六頁など。 岩波 その著作権は は書店、 — 九 冊と 国
- 國學院大學図書館所蔵の「梧陰文庫」および国立国 られている皇室典範および同説明の草案をその成立順 書館憲政資料室所蔵の「憲政史編纂会収集文書」に収め すと以下の如くである。 1会図

梧陰A―四四→憲政三○→梧陰A―

四三→憲政

18

陰B―一二三→梧陰A―四二→梧陰A―四九 梧陰 A-四五→梧陰A―五○→梧陰A― 兛. ļ

小林宏「明治皇室典範における皇位継承法の成立」二二 嶋和司 までの典範第四条の説明文の末尾に継嗣令2条の令文が 四五→五○の順の方が良いのではないかと思われる。 該第四条の説明文の修正過程を比較する限りにおい ○の史料を五○→四五の順であったとされているが、当 小嶋氏は右の成立順序のうち梧陰A―四五と梧陰A―五 成立・公表事情」『明治典憲体制の成立』所収)。 に関しては、小嶋和司氏による詳細な研究が存する(小 細註の形式で引用されている。これら草案群の成立順序 lの草案群のうち憲政三一以降、梧陰A―四二に至る 明治皇室典範の起草過程 | | 附、 『典範義解』 なお、 ては 0

料全集 号三九―五)の中でも「又同註ノ末細註ニ大宝継嗣令ヲ 年一月二十三日、 ちなみに、尾崎三良の「皇室典範意見書」(明治二十二 梧陰文庫B―一二三(明治二十二年一月二十八日)では 註ヲ削ルヘシ、」 今之ヲ記載ス却テ疑義ヲ後世ニ遺スノ嫌アリ、宜 大二異ル所ニシテ継嗣令ノ如キハ取ル所ニアラサルナリ 排斥シテ却テ次子庶子ニモ及フナリ、 子及嫡長孫ナクンハ、 ノ在ル限ハ皇次男以下ニ及ホスコトナシ、継嗣令ハ嫡長 継承法トハ大同小異ナリ、皇位継承法ハ皇嫡長子ノ子孫 引キ皇位継承法ト大同小異ト云、蓋シ継嗣令ハ本条皇位 四~二二五頁、 皇室典範』 注 との指摘がなされている(『日本立法資 国立国会図書館憲政資料室蔵、文書番 四。 下、 仮令ヒ嫡長子ノ次三男アルモ之ヲ 六四八頁以下に翻刻あり)。 是レ皇位継承法ト 一ク此細

と表現を改めており、その後の典範義解刊行に向けて作 る根拠がほとんど失われてしまったものと思われる。 なる修正が加えられるに至り、継嗣令を参考として挙げ 朱書あり)では「人臣ノ例と自カラ別異アルナリ」と更 別異アルナリ」、梧陰Ⅱ―五三一(表紙に「重野」との 成された印刷本の梧陰A―四二では「中古大臣ノ例ト猶 右の「大同小異」と説明される箇所が「猶径庭ノ差アリ」

20 引用の令文は養老度の継嗣令1条であるが、大宝度にお 嗣令考」二~三頁など参照。 される。『唐令拾遺補』一〇八一頁、中村友一「大宝継 能性が指摘されている以外は、ほぼ同様であったと推測 いても「自親王五世」の文言が「五世之王」であった可

神祇官人』原書房、二〇〇八年、一四〇~一四一頁注 条の空文化について」 『改訂増補 平安時代の宮廷祭祀と の説は肯定できない」としている(「「継嗣令」皇兄弟子 壁皇子直系主義が尊重されていた点を考えると、春名氏 氏は「実際の皇位継承は、「継嗣令」とは関係なく、草 と論じているが(「天皇位の継承」『史学雑誌』一〇九― していたとして、本条が皇位継承を規定した条文である で想定して、傍系諸王の即位と新天皇家の形成を想定し の継続を意図し、さらに従来の天皇家が断絶した場合ま をまず想定した上で、内親王とその子の即位による皇統 また、継嗣令1条について、春名宏昭氏が「親王の即位 一二、二〇〇〇年)、この春名氏の見解に対し、藤森馨

21 ちなみに、延暦年間の成立とされる養老令の注釈書「穴 記」は、「穴云。皇姉妹皆為親王。」として天皇の姉妹に

> る ついてもみな親王 (内親王)の身分とすると解釈してい

- 『続日本紀』 卷二二、天平宝字三年六月庚戌条
- 『続日本紀』 卷三〇、宝亀元年十一月甲子条

23

22

- 一五七頁
- 25 『日本立法資料全集 明治皇室典範』上、七~一五頁参照
- $\widehat{24}$

26

『明治天皇紀』第三、

明治九年五月三十日条

この二箇条の規定は、 における 現行の皇室典範の「第二章

親王、 第六条 女を内親王とし、三世以下の嫡男系嫡出の子 嫡出の皇子及び嫡男系嫡出の皇孫は、

第七条 王が皇位を継承したときは、その兄弟姉妹 たる王及び女王は、特にこれを親王及び内親王とす 男を王、女を女王とする。

の二箇条にほぼ同趣旨の規定として踏襲されている。

- 28 『憲法義解』一五七~一六〇百
- 29 にかけて、計八回にわたって行われた講義の記録である。 文のみならず義解の文についても講じている 本講義は逐条ごとに解説を加える形式で、皇室典範の本 本書は、法律研究会において明治二十三年一月から五月 第六回講義(明治二十三年四月十一日)三七~三八頁 小中村清矩講述『皇室典範講義』法律研究会、
- 『唐令拾遺補』 一〇八一頁

30

なお、唐封爵令一条の令文は、以下の通りである。 嗣王。皇太子諸子。並為二郡王。親王之子。承 諸皇兄弟皇子。為川親王。 親王之子。承」嫡者。 = |

特封王。子孫承襲者。降授;[国公]。 沢;者。亦封;郡王。諸子封;郡公。其嗣王郡王。及

(31) 『西宮記』や『山槐記』といった儀式書などの類において、 大皇即位の儀に着用する天皇の礼服について、大津透氏は「過去の遺産を述べているわけでなく、今後女帝が生まれればその服を着ることを述べている」として、継嗣令1条の規定と合わせて「日本の律令制では「女帝」は制度的に位置づけられ、予想されていたのである」と論じている。大津透「律令制と女帝・皇后の役割」『東アジアの古代文化』一一九、二〇〇四年、一四~一五頁ジアの古代文化』一一九、二〇〇四年、一四~一五頁

句に繋げて解釈している。 後述する近藤芳樹による注釈では直後の「女帝兄弟」の後述する近藤芳樹による注釈では直後の「女帝兄弟」の「父難」諸王」猶為」親王」」という句に繋げて解釈したが、(3)この「父為」諸王」」という文言について、筆者は直前の

令4王娶親王条の「唯五世王。不」得」娶川親王」。」とい(34) この親王が五世王に嫁した場合の扱いについては、継嗣

を施している。

科,違令,不,離義也。又官戸陵戸於,異色,婚。少異」之哉。答。不,合,離。仮。不,由,所由,三月内論者穴云。五世王。不,得,娶,親王。未,知。科罪之後離

右の穴記の内容は次の通りである。本条は五世王が

大いのである。 とは少し処遇が異なる でいいなが、もしこの令の規定に違っからである。 とは少し処遇が異なる でいました場合には、違令罪(雑律61違令条)を科すこと がさせず。婚主となる親族に報告せずに三カ月経過して婚させず。婚主となる親族に報告せずに三カ月経過して婚させず。婚主となる親族に報告せずに三カ月経過してがらである。 からである。

の社会と精神』創元社、一九六七年、参照。 る律令学の考察―稲葉通邦を中心として―」『武家時代(35) 名古屋藩の律令学については、藤直幹「名古屋藩に於け

成会、一九六九年、一九六頁(36) 国書刊行会編『続々群書類従』六法制部、続群書類従完の社会と精神』創元社、一九六七年、参照。

37

國田守良については、大神宮叢書『神宮典略』後編、内閣中寺良については、大神宮叢書『神宮典略』後編、内思寺真本主書』や渡辺寛「薗田守良伝」律令研究会編『新釈令義解』上、汲古書院、一九七四年、利光三津夫「薗田守良とその律令学―特にその著『新釈令義解』について、大神宮叢書『神宮典略』後編、内薗田守良については、大神宮叢書『神宮典略』後編、内薗田守良については、大神宮叢書『神宮典略』後編、内薗田守良については、大神宮叢書『神宮典略』後編、内

『新釈令義解』上、四九〇頁

38

- 39 者・儒者を中心に―」『日本文化論年報』 敬三「近藤芳樹に就いて」『國學院雑誌』三九―三・四、 編集部編『新訂増補故実叢書』四、標注令義解校本乾・ 昭和二十六年に新訂増補版が刊行されている(故実叢書 八・三九に収録され、吉川弘文館ほかより刊行。その後 れることとなり、「標注令義解校本 乾・坤」として第三 六年(一九三一)に『故実叢書』に二巻本として収録さ ことはなく、没後に孫久方による増補校訂を加え、昭 る注釈を完成させていたが、近藤の存命中に出版される 釈を作成し、これを出版した。その後、 九三三年、影山純夫「国学者近藤芳樹の交友―国学 明治書院、一九五一年)。近藤自身については、森 元年(一八六四)に解題から戸令までの 令義解全篇に至 四~六・九、
- (4) 残りの篇目についての注釈は作成されなかったが、中(4) 『故実叢書 標注令義解校本』乾、四一~四二頁二〇〇一~二〇一~二〇〇二・二〇〇六年など参照。
- 『法制史料研究』一、巌南堂書店、一九九四年など参照。令・軍防令の二篇は、幕末における官制・軍制改革の気令・軍防令の二篇は、幕末における官制・軍制改革の気命・軍防令の二篇は、幕末における官制・軍制改革の気
- 院雑誌』一四―四(明治二十二年[一八八九])に掲載所収、二七~二八頁。この講演録は、当初『東京学士会(43) 小中村清矩『陽春廬雑考』巻一、吉川半七、一八九八年(42) 伊能秀明「幕末の古代法制研究に関する一考察」一一四

後に右書に収録された。なお、

国立国会図書館憲

- 三五九頁注七四)。

 三五九頁注七四)。
- 解』解題三六頁)。 は、瀧川政次郎氏によって指摘されている(『新釈令義は、瀧川政次郎氏によって指摘されている(『新釈令義と尾張藩の学者達との間に交渉が無かったであろうこと『標注令義解校本』一九頁。ちなみに、伊勢の薗田守良

44

- 三二~六二頁参照 本律令五唐律疏議訳註篇』(東京堂出版、一九七九年) (45) 十悪の各規定の内容については、律令研究会編『訳註日
- (46) 高塩博「荻生北溪と「唐律疏議訂正上書」」『日本律の基維(臨川書店、一九八四年等)二六七頁以下に収められ年、近藤主造改訂版編輯校訂『改定史籍集覧』第一七雑(臨川書店、一九八四年等)二六七頁以下、および近藤瓶城 正上書」『日本律の基代の
- 肓 内礼。 藍現鬼目HP。 寺肓 人日。 KRAKATO 御膳羹汁凝以作♪氷。天皇異之。トṇ其所由。卜者曰。記事には、 『日本書紀』巻十三允恭天皇二十四年(四三五)六月の

新;同母妹軽大娘皇女;。因以推問焉。辞既実也。太有;内乱;。盖親親相奸乎。時有¸人曰。木梨軽太子御膳羹汁凝以作¸氷。天皇異之。卜,其所由; 卜者曰。

姦については当然禁じられるものであった。 右のような同母兄弟間の場合や国津罪である親子間の相 ては内乱に当るとして軽大娘皇女が流罪となっている。 とあり、木梨軽太子と同母妹の軽大娘皇女の関係につい 子是為二儲君。不」得」罪。 則流二軽大娘皇女於伊予。

と「唐律疏議訂正上書」」 三三三頁 研究』三二、一九八二年、二三二頁、 小林宏「〈書評〉利光三津夫『律令制の研究』」『法制史 高塩博「荻生北溪

48

49

もっとも、喪葬令4百官在職条では、 二位。治部少輔監護。三位。治部丞監護。三位以上 及皇親。皆土部示二礼制一。内親王。女王及内命婦亦准 臣。散一位。治部大輔監|;護喪事|。左右大臣。及散 凡百官在」職薨卒。当司分番会」喪。親王。及太政大

場合の葬儀の執行については、内親王や女王なども同様 わけではない。 の待遇とされており、すべての規定に待遇の差があった と規定されており、 五位以上の官人が在職中に薨卒した

50 『国史大系 令集解』五一三頁 『国史大系 令集解』一八〇頁

51

國學院大學研究開発推進機構ポスドク研究員)